

国民年金

のお知らせ

2010
vol. 2

国民年金は20歳以上60歳未満のかたが加入し、保険料を納め、老後や万が一の時に年金を受け取る国の社会保障制度です。

その時々届出を忘れると、将来、年金がもらえない場合がありますので、届出は必ず行いましょう。



届け出を忘れずに！

人生のリズムが変わったら

	こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの
国民年金に入る・やめる	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先 ※年金事務所から送付されるハガキを返送してください。	印鑑
	会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様)	市区町村	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書または離職証明書など
	結婚や退職で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先 ※第1号被保険者から第3号被保険者になるかたは、印鑑、年金手帳、健康保険被保険者証を持参し、市区町村へ届け出てください。	配偶者の勤務先におたずねください
	配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村	印鑑、年金手帳、資格喪失証明書
	配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先	配偶者の勤務先におたずねください
	海外に居住する場合	国民年金に任意加入の手続きをする	これから海外に居住する→市区町村 現在、海外に居住している→日本国内の最終住所地を管轄する年金事務所	印鑑、年金手帳など
	海外から帰国したとき	国民年金の加入手続きをする	市区町村	印鑑、年金手帳
	年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村(年金事務所) 第3号被保険者→年金事務所	印鑑、本人を確認できるもの
保険料を納める	保険料を納めるのが困難なとき	全額免除・一部納付(30歳未満のかたは若年者納付猶予)の申請をする	市区町村	印鑑、年金手帳、失業の場合は雇用保険被保険者離職票など
	学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村	印鑑、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書
	口座振替を開始・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所	納付案内書、預(貯)金通帳、通帳届出印
	納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所	年金事務所におたずねください
年金をもらう	65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町村 第3号被保険者期間を含む→年金事務所	※年金の受給は手続きが一律ではありません。来庁いただく前にお電話してください。
	障害になったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村 初診日に第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障害になった場合→市区町村	
	死亡したとき	※年金の受給は手続きが一律ではありません。来庁いただく前にお電話してください。		